

「神奈川県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則」の概要（収入証紙関係）

1 改正の理由

収入証紙制度の見直しに係る電子申請・電子収納の導入に伴い、証紙の販売・使用を終了することが決まり、「収入証紙に関する条例」を廃止することとなった。

そのため、神奈川県屋外広告物条例施行規則を改正し、収入証紙に係る記載の改正を行う。

2 改正内容

第7条に規定の「屋外広告物（表示、設置、継続）許可申請書（第1号様式）」から「収受年月日」及び「手数料欄」を、第14条に規定の「屋外広告業登録申請書（第8号様式）」から「神奈川県収入証紙貼付け欄」をそれぞれ削除する。

3 施行期日

令和7年4月1日

4 経過措置

改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。